

財務省告示第八十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十六年二月二十五日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年二月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその適	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	募集の価格	発行の利率	経過の払込み
利付国庫債券（五年）（第三十四回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集	の取扱及び取得による発行	額	五億九千万円	三百億九千万円	五億九千万円	年額面金額百円につき百円三十銭	（一）日本郵政公社総裁は、払込金額に「加え、次の算式により算出する期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5 \times 67}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十四	後第二期子	毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	日本銀行
十五	償還期限	平成二十年十二月二十日	額面金額百円につき百円
十六	償還金額		
十七	元利支		
	払場所		

十 十
九 八

払 募
込 集
期 期
日 間

平 十 平
成 六 成
十 年 十
六 二 六
年 月 年
二 十 二
月 九 月
二 日 十
十 五 六
日 日 日
か
ら
平
成